

教育民生常任委員会議録

1. 開催日 令和3年12月13日（月） 9時00分～9時10分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 （6名）
委員長 福田 泰生 副委員長 中西 友子 委員 渡邊 昌行
委員 前川さおり 委員 北 守 委員 坪井 信義
4. 欠席委員 なし
5. 出席参与 <一般会計>
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 中西 章
教育委員会事務局長 梅前 宏文 教育文化財担当参事 中世古憲司 教育事務局長補佐 山口 明子
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同書記 宮本 尚美
7. 会議録署名委員 北 守 委員 坪井 信義 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第79号 度会郡指導主事共同設置の廃止に関する協議について

(午前9時00分 開会)

◎開会の辞

○委員長(福田 泰生) ただ今の出席委員数は、6名で定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会にあたり、町長、挨拶をお願いします。

辻村修一町長

○町長(辻村 修一) 教育民生常任委員会に付託されております、議案第79号 度会郡指導主事共同設置の廃止に関する協議についてのご審査を賜ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(福田 泰生) 本日は、本委員会に審査付託されました議案1件の審査を行います。

まず、はじめに会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、北 守委員、坪井信義委員の2名をお願いします。

それでは、議事にはいります。

◎日程第1 議案第79号 度会郡指導主事共同設置の廃止に関する協議について

○委員長(福田 泰生) 議案第79号 度会郡指導主事共同設置の廃止に関する協議についてを議題にします。

議案の提案理由は既に本会議の中で行われております。

追加説明があればお願いします。よろしいですか。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

教育委員会事務局 梅前事務局長

○教育委員会事務局長(梅前 宏文) 議案の説明の中で指導主事と現状のことが抜けておりましたので、説明させていただきます。

まず指導主事なんですけども、教員の免許を持っていて、教員の経験のある職員が各小中学校の先生方の研修であったりとか授業の改善、またその教科指導、学力向上などを行っていただく、非常に専門性の高い職種でございまして、現状、度会町役場に設置しております度会郡指導主事室の中で、各小中学校ですね、玉城、度会、大紀、南伊勢と郡内の小中学校のほうに行っていて、改善を行っていただいているところになります。こちらのほうの法的な根拠と申しますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条第2項、教育委員会に設置しなければならないと記載されておまして、教育委員会に設置しなければならない職員となっております。以上でございます。

○委員長(福田 泰生) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

発言許します。

渡邊委員

○委員(渡邊 昌行) 一つ確認なんですけど、度会郡を解散して玉城町に一人指導主事を置くということで理解させていただきますけど、今の教育委員会事務局の中へ置かれるということで、各学校へ配属されるということではないですか。

○委員長(福田 泰生) 教育委員会事務局 梅前事務局長

○教育委員会事務局長(梅前 宏文) おっしゃるとおり、玉城の教育委員会事務局に一名置く予定をしております。

○委員長(福田 泰生) 他にありませんか。

坪井信義委員

○委員(坪井 信義) 玉城で一名置かれるということですが、この指導主事の勤務体制についてお伺いしたいのと、経費の状況が負担額1,300万円となっておりますが、人件費と他にどういったものが含まれているのか。

○委員長(福田 泰生) 教育委員会事務局 梅前事務局長

○教育委員会事務局長(梅前 宏文) まず勤務体制ですが、通常の一般職員同様に8時30分から17時15分までの勤務を予定しております。負担金は人件費のみです。

○委員長(福田 泰生) 坪井信義委員

○委員(坪井 信義) 勤務体制ですけど常勤ということで、ずっとということですか。

○委員長(福田 泰生) 教育委員会事務局 梅前事務局長

○教育委員会事務局長(梅前 宏文) 通常の一般職員と同じです。

○委員長(福田 泰生) 北 守委員

○委員（北 守） 指導主事ということでお伺いして、今度の廃止ということですが、対象は教員免許を保持している、教員に対するいわゆる教科指導と学力向上、基本的なことですが、生徒に対する目の向け方ではなしに、先生の指導やと。もっと言うならば教育センターの方がやっておられるような指導の体制というのが入ってくるのでしょうか。そういうことでないのでしょうか。ちょっと聞き方が悪いな、指導主事というのは、どういう役割を果たすのか、県の教育センターに努めて見える方の、そういうふうな働き方になるのかどうか、仕事ぶりがわかりませんので、ちょっとお願いします。

○委員長（福田 泰生） 中西教育長

○教育長（中西 章） まず、指導主事といえますので、指導と主事の仕事があります。というのは、教育センターもそうなんですけど、先生たちに対する研修とか授業改善の方法とか、そういうところを指導してもらうのが、この指導主事の大きな仕事です。主事のほうについては、県からの色んな調査があります。その中の特に学校教育にかかわるような調査を、この指導主事にもお手伝いしていただこうと思っております。直接、子どもに指導するというよりは、教員に対する指導をしてもらうということです。

○委員長（福田 泰生） 北 守委員

○委員（北 守） 根拠法令で市町村教諭のほうに事務局を置くということで、度会郡は今まで共同で置いておったということが、4月からということで、よく理解できたんですけども、これにつきましては、身分は県の職員ですよね、どうなるんですか、県の職員の身分になるのか、町の職員の身分になるのか。そこらへんが理解できないんですけど。

○委員長（福田 泰生） 中西教育長

○教育長（中西 章） 基本的には町の職員の身分になります。一旦、教職員を退職して玉城町の職員として働いてもらうことになります。

○委員長（福田 泰生） 北 守委員

○委員（北 守） とうことは、給与表が教育職というのは玉城町にはないと思うんですけど、そういうことが準用されると理解してよろしいでしょうか。

○委員長（福田 泰生） 教育委員会事務局 梅前事務局長

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 通常の一般職員の行政職の給与表を使わせていただく予定としております。

○委員長（福田 泰生） 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第79号 度会郡指導主事共同設置の廃止に関する協議については原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました、議案の審査は終了しました。

これをもって、本委員会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前9時10分 閉会)